

# 主任技術者の専任要件の緩和措置について

公共工事に配置する技術者については、建設工事の適正な施工を確保するため、現場ごとに専任を必要としています。建設業における中長期的な担い手の確保及び育成を図るため、当面の措置として下記の一定の要件を満たす場合、主任技術者に求めている専任の要件を緩和する特例措置を実施します。

## 記

### 1. 対象工事等

以下の全ての条件を満たす工事間の主任技術者については、兼務可能とします。

- (1) 請負代金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の主任技術者の専任が本来必要な工事であって、工事現場の相互の間隔が5 km程度の場合には兼務可能とします。

※「工事現場の相互の間隔が5 km程度」とは、自動車で通行可能な経路で工事区間相互を連絡する5 km程度とします。

- (2) 国、県、市町村等が発注する工事。
- (3) 仕様書等に「主任技術者の兼務を認める」記載があること。

※発注者が単独の主任技術者が必要と判断する場合は、仕様書等に「主任技術者の兼務を認める」記載をしない。

### 2. 主任技術者の兼務承認等

受注者は、主任技術者を兼務する場合、主任技術者兼務承認願（別記様式）を各々の監督職員に提出し、発注者の承認を得るものとします。

### 3. 主任技術者兼務の不承認等

発注者は、主任技術者兼務承認願について、工事の適正な施工等に支障があると判断した場合は不承認とすることができるものとします。また、承認後であっても工事の適正な施工等に支障があると判断した場合は、解除を求めることができます。

### 4. その他

- (1) 下請負人の取扱い

本運用は、直接元請負人に限らず下請負人にも適用できるものとします。

- (2) 監理技術者との関係

本運用は、専任の主任技術者に対する取扱いであり、専任の監理技術者については兼務の対象外とします。

(3) 営業所における専任の技術者との関係

本運用は、工事間の専任の主任技術者に対する取扱いであり、営業所における専任の技術者については従前のおりとします。

#### 4. 本運用の適用時期

令和5年8月1日以降に入札公告又は指名通知する工事案件から適用します。

ただし、令和5年8月1日以前に契約した工事については、発注者（事業担当課）と受注者が協議のうえ決定することとします。

#### 5. 実施期間

令和5年8月1日から当面の期間とします。